

議 長 日程第5「議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年11月30日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告を鑑み職員の期末手当について所要の改正をし、併せて職員の昇給に対応するため、給料表の改正を行いたいので、提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それではですね、議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院の給与勧告に基づき町給与条例を改正するものと、人事院の給与勧告とは別に職員の昇級に対応するため給料表の改正を図るものであります。

本年の給与勧告のポイントにつきましては、ボーナスの引下げがされております。民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスの引下げ分0.15か月分を民間の支給状況等を踏まえて期末手当で引き下げるものでございます。施行期日の違いからですね、第1条、第2条の条立てによる一部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では期末手当は6月と12月の2回支給がございりますが、6月は既に支給済みでございます。12月の期末手当で0.15か月分をまとめて引き下げるものでございます。

また、一般職員給料表において最高号級が目前の職員がいるため、今後の昇級に対応できない状況が予想されるため、給料表に号給を追加する改正を行うものでございます。

第2条につきましては、来年度令和4年の4月1日からの分としまして、6月と12月に0.15か月分を2分の1ずつ振り分け、100分の120に改めるものでござ

ございます。

それでは、議案 6 枚目の、恐れ入ります、参考資料、松田町の給与に関する条例の一部を改正する条例（第 1 条関係）の新旧対照表を御覧ください。右が現行で、左が改正案でございます。

1 ページの第 20 条は、期末手当の規定でございます。第 2 項につきましては、職員の期末手当基礎額を現行の 100 分の 127.5 から 100 分の 112.5 に改めるものでございます。第 4 項は、再任用職員の第 2 項の規定の適用について、現行の 100 分の 127.5 を 100 分の 112.5 とし、100 分の 72.5 から 100 分の 62.5 に改めるものでございます。

続きまして、別表第 1（第 3 条関係）でございます。一般職給料表 2 / 2 の 5 級を御覧ください。恐れ入ります、新旧対照表ですね、5 ページ、6 ページをお願いいたします。5 ページの一番下のところになりますが、今回 5 級で最高号級が目前の職員がおりますので、今後の昇級に対応できない状況が予想されるため、現行の給料表に新たに 101 号給から 112 号給を追加するものでございます。5 ページ、6 ページで 101 から 112 まで追加をさせていただいております。

続きまして、7 ページ目の松田町の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の第 2 条関係でございます。こちらの新旧対照表、やはり左の改正案のほうを御覧ください。第 20 条は期末手当の規定でございます。第 2 項については、職員の期末手当基礎額を現行の 100 分の 112.5 から 100 分の 120 に改めるものでございます。第 4 項は、再任用の第 2 項の規定の適用について、現行の 100 分の 112.5 を 100 分の 120 とし、100 分の 62.5 から 100 分の 67.5 に改めるものでございます。

恐れ入ります。議案本文の 7 ページにお戻りください。施行期日でございます。第 1 条につきましては、公布の日より施行をさせていただくものでございます。第 2 条につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

11番 寺 嶋 職員の期末手当の改正に伴ってですね、この年間といいますか、多分減額になると思うんですけども、期末手当のことについてお伺いしますけども、期末手当の改正ね、これで年間どのくらい減額になるのか。その辺についてお伺いをいたします。

総務課 長 ただいまの寺嶋議員の質問なんですが、今回の制度改正で、約550万円の減額を見込んでおります。以上でございます。

11番 寺 嶋 そうしますと、職員ということで、大体この月給と合わせて給与、年間平均給与ですけども、1人当たりどのくらい減額になるとかって、そういうのは計算しておりますでしょうか。

総務課 長 給料、職員の給料にもよりますが、大体1人当たり四、五万になります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論なしと認めます。

討論を省略し、採決を行います。議案第43号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は可決されました。